

泉北環境整備施設組合パブリックコメント手続に関する要綱

令和5年4月1日
訓令第6号

(目的)

第1条 この訓令は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、泉北環境整備施設組合（以下「組合」という。）の施策の意思決定の過程における透明性及び公正性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「パブリックコメント手続」とは、組合の施策を策定する過程において、事前にその案を公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、これに対する組合の考え方を公表していく一連の手続をいう。

2 この訓令において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 泉大津市、和泉市及び高石市（以下「組合市」という。）の区域内に居住する者
- (2) 組合市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 組合市の区域内に事務所又は事業所を有する者
- (4) 組合市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 組合市に対して納税義務を有する者
- (6) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象施策)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる組合の施策（以下「施策等」という。）は、組合の基本的な施策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定について、管理者が必要と認めるものとする。

(適用除外)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この訓令の規定を適用しないことができる。

- (1) 迅速性又は緊急性を要する場合
- (2) 軽微な変更の場合
- (3) 組合に裁量の余地がない場合
- (4) 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続が定められ、市民等の意見を反映する機会が確保されている場合
- (5) 附属機関等の答申等に基づいて施策等を策定又は改定する場合であって、当該答申等に当たって、既にパブリックコメント手続に準じた手続を行ったとき

(施策等の公表等)

第5条 管理者は、施策等を策定又は改定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に施策等の案を公表しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる関連資料を公表するよう努めるものとする。

(1) 施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 施策等の案の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める資料

3 前2項の規定による公表は、管理者が指定する場所での閲覧、ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

4 管理者は、公表しようとする施策等の案が相当量に及びそのすべてを公表することが困難であるときは、整理又は要約したものを公表することができる。この場合において、管理者は、そのすべてについての閲覧方法を明示して、周知するものとする。

(意見等の提出)

第6条 意見等の提出期間は、おおむね1月とする。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理者が指定する場所への書面の持参

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

3 意見等を提出しようとする市民等は、氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表の氏名を明らかにしなければならない。

4 意見等を提出する際に使用する言語は、日本語とする。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第7条 管理者は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の決定を行うものとする。

2 管理者は、施策等の決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 提出された意見等（意見等がなかった場合は、その旨）

(2) 提出された意見等に対する管理者の考え方

(3) 施策等の案を修正した場合における当該修正の内容

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 提出された意見の中に、個人又は法人の権利利益を害するおそれのある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているもの

(2) 賛否の結論のみを示したもの

(3) 内容が意見等を求めている案件に関連のないもの

(4) 前条に規定する意見提出の定めに違反して提出されたもの

4 管理者は、提出された意見等の中で、長文又は類似した意見等を整理又は要約し公表することができる。

5 第2項の規定による公表は、管理者が指定する場所での閲覧、ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

(一覧表の作成)

第8条 管理者は、パブリックコメント手続を実施している案件について、その実施状況の一覧表を作成し、情報コーナーに備え付けるとともに、ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期間、資料等の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。